

仕 様 書

1. 概要

- (1) 対象建物 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- (2) 需要場所 大阪府吹田市岸部新町 6 番 1 号
- (3) 業種 病院・研究所
- (4) 用途 業務用

2. 仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

- ① 電気方式 交流 3 相 3 線式
- ② 標準電圧 22,000V
- ③ 計量電圧 22,000V
- ④ 標準周波数 60Hz
- ⑤ 受電方式 2 回線受電

(2) 契約電力、予定使用電力量

① 契約電力

契約上使用できる最大電力のことであり、原則として 30 分最大需要電力計により計量される値がこれを超えないものとする。

- (1) 常時契約電力 6,200kW
- (2) 予備契約電力 6,200kW

常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給に充てるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で予備電線路にて受電する。

② 契約使用期間

令和 7 年 11 月 1 日 0 時～令和 8 年 10 月 31 日 24 時まで

③ 予定使用電力量 36,327,622kWh

契約使用期間の月別電力使用計画(最大需要電力、使用電力量) 別紙 1 のとおり

④ 供給地点

需要場所構内引込口に国立循環器病研究センターが施設した 22kV 側断路器電源側接続点

⑤ 電気工作物の財産分界点

需要場所構内引込口に国立循環器病研究センターが施設した 22kV 側断路器電源側接続点

⑥ 保安上の責任分界点

需要場所構内引込口に国立循環器病研究センターが施設した 22kV 側断路器電源側接続点

⑦ 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は翌日以降に行うものとする。また、計量は計量器により記録された値によるものとする。

⑧ 代金の算定期間

代金の算定期間は毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

⑨ 料金制度

料金制度は基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

⑩ 力率

(1) 供給者は契約期間において、その月の平均力率により力率割引及び割増を行うことができるものとする。なお、力率割引及び割増を行う場合は、供給者が定める約款に規定によるものとする。

(2) 契約期間における予定平均力率は100%とする。

⑪ 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。燃料費の調整を行う場合は、当該区域の旧一般電気事業者が一般需要家に適用する燃料費調整単価により調整を行うこととする。なお、入札の際には燃料調整費を適用しないものとする。

⑫ その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載なき事項については、甲乙協議により定める。